

生活福祉資金特例貸付の実施状況について

1. 制度の概要

当該特例貸付については、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として開始され、生活福祉資金貸付制度の特例措置として、「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の2種類の貸付制度から構成されている。

【緊急小口資金】

新型コロナの影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となっている世帯に対して「20万円」を上限として一括で貸付を行うもの。

【総合支援資金】

新型コロナの影響により、収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対して、生活再建までの間、必要な生活費用の貸付を行うもの。

二人以上の世帯の場合「月額20万円」、単身世帯の場合「月額15万円」を上限として原則3ヶ月間の貸付を実施。

また、上記貸付終了後、生活再建の状況に応じ、「延長貸付」及び「再貸付」の制度が存在する。

2. 貸付金の実績等【令和3年9月末までの状況】

○貸付金額	緊急小口資金	973,720千円
	総合支援資金	1,940,292千円
	合 計	2,914,012千円
○申 請 数	緊急小口資金	6,147件
	総合支援資金	6,682件
	合 計	12,829件
○貸付承認数	緊急小口資金	5,107件
	総合支援資金	4,376件
	合 計	9,483件
○貸付不承認数	緊急小口資金	1,023件
	総合支援資金	2,264件
	合 計	3,287件

※審査中の申請があるため、申請数と承認数・不承認数の合計は合致しない。

3. 貸付不承認の状況

(単位：件)

理 由	R2年度 上半期	R2年度 下半期	R3年度 上半期
減収理由や利用用途によるもの	382	164	293
生活保護を利用予定等によるもの	233	99	80
虚偽の申請や暴言・粗暴行為等によるもの	474	400	502
他の世帯員の利用や、 生活福祉資金貸付時の実績によるもの	229	92	77
決定後行方不明等(連絡不通)によるもの	182	47	33